

鄒 海寧 提出 学位申請論文

『香港博物館における総合的研究』 審査報告

論文の内容の要旨

香港は、香港島と九龍半島の間に位置し、天然の良港を擁する外国商船の停泊地として知られている。先史時代より「越民」と呼ばれた人々が土着し、秦漢時代からは漢族が移住するようになる。さらに、唐代には海防のための屯門鎮が設置されたことにより、地方の小集落として徐々に発展してきたという長い歴史を持つ地域である。

このように香港は、中国の一部であったが、1830年代にはイギリスの植民地となり、その後約150年あまり続いたイギリス統治の影響を受けて発展してきたという複雑な歴史を持っている。この様な背景により、中国の文化と全く異なる西洋の文化が共存するという独自の地域習俗や生活様式を生じて今日に至っている。

本論は、特有の歴史的変遷と文化を有する香港において19世紀以降に設立された博物館を対象に、それらの成立の経過を整理することによって、博物館の現状を分析し、香港の博物館学の成立をめざすことを目的としている。

序章では、香港における博物館に関する先行研究が少ないという前提を述べ、現在までの研究の概要をまとめ、香港の博物館研究の現況を把握している。その上で、香港の特有の歴史を背景にした文化財と博物館に

対する政策の変化を考察したのち、論者が継続的に行ってきた現地調査の結果を重ねあわせ各博物館の設立経過を明らかにし、分類を試み、活動の現況を整理して、香港の博物館の全体像を掌握することによって香港の博物館学の成立をめざすとするという本論の方法論が示されている。

次いで、導入となる第1章「香港史」では、先史時代より中国返還以後までの約5000年の香港の歴史を概観し、中国大陸からの大量の移民によりもたらされた伝統習俗や生活様式が今日の香港社会の基軸となっているが、1842年の南京条約により香港島が割譲され150年間もの間イギリスの支配下であったため、現在でも社会制度や生活文化などがイギリスの影響を維持していることを述べる。そのため1997年の中国への返還後も、中国でありながらも行政組織や社会制度などがイギリス統治時代のものを引き継ぐという「一国二制度」の政策が行われているという特殊性を指摘し、博物館を考える上での社会的背景を基礎として提起している。

第2章「博物館の概況」では、香港における博物館の発展の歴史を考察する上で重要となる博物館の現況を分析する。さらに、1869年に設立された大会堂博物院を香港史上で初めての博物館であると定め、それ以降に様々な公立博物館が設立され、非公立博物館も漸次に増加して、2018年の時点で約80館の博物館・美術館・展示施設が存在するとする。しかし、それらを統括する現行の香港の博物館関連法令は、1970年代に制定されたものであり、今日の状況に対応していないことを問題点として指摘する。

第3章「博物館と社会」では、慈善団体が設立した博物館を対象として考察を行うほか、観光資源としての博物館の役割と重要性について論究する。イギリスの植民地時代より福祉サービスを提供してきた「東華三院」「保良局」などの華人慈善団体に焦点をあて、社会と博物館に与えた影響を明らかにし、それにより変化した市民生活を分析する。また、香港は、世界の有名な観光都市であるため、観光を重視した博物館のあり方について公立博物館の事例を調査し、観光客の多様なニーズを満たす観光資源としての博物館の様々な活動を考察する。

第4章から7章までは分野別の論考となる。まず第4章では、「遺跡博物館」を取り上げ、香港における遺跡保存の現況を述べ、整備が進んでいない状況を究明する。また、博物館としての遺跡整備の役割を考察し、遺跡の保存と整備する意義を論じる。その上で現状保存された遺跡とその遺物を保存、展示する博物館を包括した遺跡公園の設置が、有効な整備の到達点であると提言する。

第5章「大学博物館」では、台湾と香港の大学博物館を中心に、その変遷と現状を考察する。特に、充実した整備が行われている台湾大学の大学博物館を基本として、香港の現況を比較することにより、香港の大学博物館の未整備の要因とその特殊性について言及する。さらに、大学博物館の課題として、施設の立地、利用時間など学外者の利用を困難にしている様々な状況を指摘する。

第6章「民俗博物館」では、香港における民俗資料を取り扱う民俗博物館の成立と現況を究明し、香港の民俗文化や伝統行事などについて

概観する。特に、12世紀に中国大陸より移り住んだ人々により形成された集落として残る「围村」について紹介する。その「围村」での伝統行事や生活様式を保存するため、1984年から香港政府が行う博物館を活用した地域性を有する資料の収集・保存活動と、その資料を用いて集落生活を博物館内で再現展示する効果について触れ、民俗を紹介することが博物館の基軸となっている状況を明らかにする。

第7章「博物館としての歴史的建築物」は、香港において博物館として利用される歴史的建築物の具体的事例を取り上げ、香港政府が推進する「活化歴史建築夥伴計画」の展開を追いながら、その背景となる文化財の制度を振り返り、歴史的建築物の保存と活用について論考する。さらに、歴史的建造物の再生活用の事例から、近代建築の保存の重要性を提言する。

最後の終章では、第1章から第7章までで得られた主要な知見により、現状の香港の博物館の課題は、博物館の定義を定め、専門的学芸員を制定し育成することであると提起する。これにより博物館は、展示や様々な活動を通じて市民の教養向上や博学連携などの教育的役割を果たすことが期待できると述べる。また、歴史的建築物の活用を求め、それを中心とした博物館の複合施設化を推進することにより、入館者の増加につながり、利用者の利便性や財政削減などの効果を求めることが可能になると提唱し、本論文の総括としている。

論文審査の結果の要旨

歴史と風土の中で営まれた人々の生活を、具現化するのが博物館の役割である。その最小限の単位として、地域における博物館の研究があり、それらが集合され広域の博物館学が成立する。それ故、地域の博物館の究明は不可欠なものである。

本論は、中国の一地域である香港に焦点をあて、博物館の成立と活動の現状について、実地調査を踏まえながら論じたもので、香港という地域博物館の現状を明らかにしたはじめての論考として極めて意義深いものである。

先ず、論題である『香港博物館における総合的研究』の表記は、外国人であるが故か助詞が欠落しており、本来は“香港の博物館”とすべきであった。

序章は、ほとんど先行研究もない状況である香港の博物館学を成立させるため、香港での博物館の成立過程を確認し、設置された博物館を把握し、分類し、活動の現況を分析して、本論の目的を明らかにするという方向性が明確にされる。

第1章は、香港の歴史を振り返り、イギリス植民地時代のヨーロッパ文化の影響による社会制度や生活文化が、1997年の中国返還後も「一国二制度」により継承されている香港の特有性を指摘した点は、地域博物館を考える観点として有意義である。ただ、その特有性を生み出した歴史的背景は、さらに詳細に論じることが良いと思われる。

第2章は、香港の博物館の現況は、1869年に設立された大会堂博物院から今日に至るまで、論者の実地調査により97館が設立され、現在約80館の存在が一覧表により提示されたことは評価に値する。これにより、論考を進める上で対象とすべき博物館が明確になったが、考慮すべきことは、この博物館は人文系に偏っている点にある。地域性をより鮮明にするには、人文系以外の分野についても調査を行う必要があると考えるので、さらなる実地調査を期待したい。

第3章では、福祉、医療に役割を果たした慈善団体が設立した市民を重視した内向きの博物館と、観光都市香港の重要な経済資源を支える外向きの博物館の活動を、対比して論じたことにより、社会に対して博物館が持つ役割の二面性をより鮮明にした点は、評価できる。

第4章から第7章までは、分野別に整理され、現況の分析を行っている。この分野別の論考では、すべての章で分野の歴史的、社会的な背景が前提として述べられており、それに連動した博物館の位置付けが明解である。

第4章の遺跡博物館では、香港において未だ整備が行届いていないことを指摘し、李鄭屋古墓博物館と香港海防博物館を事例として遺跡博物館とそれを取り巻く公園の整備の重要性を説き、文物探知館を理想の形と定めた。本章は、文化財の発掘と調査の歴史が良く整理されており、その流れの中に博物館が位置付けられた説得力のある内容となっている。

第5章では、香港において整備が進まない大学博物館を取り上げる。そのため台湾大学の博物館群を基本とし、香港の大学博物館の現状と比

較分析することで、学内を対象にした教育と研究を目的とする複合的なもの、または学外への研究成果の発信する統合的なものに区分した。日本においては、学外向けの施設として統合される傾向にあるが、論者は専門性を持つ細分化された複合的な施設の存在を重視した。この考察は、従来にない先鞭をつけるものとして注目したい。

第6章は、民俗博物館を取り上げ、12世紀より中国から移り住んだ人々の集落生活として特徴的な囲屋、囲村を通し、香港に残る大陸文化を鮮明にした。香港特有の集落文化の紹介が明瞭であり、博物館との関係も理解しやすい。香港に継承される中国文化の基礎研究として、重要な提言であると確信する。

第7章は、歴史的建築物の保存・活用をめざす博物館の現状について論究する。香港では、植民地時代の建築物と中国特有の建築物が混在するが、それを保存し活用し、今後の新たな文化との融合への方策を述べる。これは、中国への完全復帰に向け、必要な視点であり基本的な施策になり得るものである。

終章において、論者は、これまでの調査・研究で得た知見により香港の博物館は未熟であり、その要因は現行の博物館関係法令の不備にあると指摘する。法により「博物館の定義の確立」「専門的学芸員制度の制定と育成」「博物館の複合施設化」を提起している。

地域博物館の研究は、博物館学にとって重要なテーマであり、それに取り組んだ意欲あるものとして評価できる。しかし、本論では、地域性を明らかにするために広範囲な分野の博物館を対象とするという課題が

残されている。

そのような課題は残るが、本論の目的は十分に果たされており、その成果は次の課題を解決する能力の存在を示しているものである。香港の博物館学は、漸く本論により始まったと言っても過言ではない。この研究により、中国、日本の博物館学との相互性が生まれることによりアジア圏域の博物館学の発展が期待されるものであり、意義ある論文と評価する。

よって博士（歴史学）の学位を授与されるにふさわしいものと認められる。

平成 30 年 12 月 15 日

主査	國學院大學教授	青木	豊	Ⓜ
副査	國學院大學教授	根岸	茂夫	Ⓜ
副査	お茶の水女子大学名誉教授 國學院大學大学院客員教授	鷹野	光行	Ⓜ
副査	國學院大學大学院客員教授	前川	公秀	Ⓜ

雑 海寧 学力確認の結果の要旨

下記4名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、
博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成30年12月15日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	青木 豊	⑩
副査	國學院大學教授	根岸茂夫	⑩
副査	お茶の水女子大学名誉教授 國學院大學大学院客員教授	鷹野光行	⑩
副査	國學院大學大学院客員教授	前川公秀	⑩